

# 令和2年10月～12月の 電話診療・オンライン診療の実績 の検証のまとめ

## ○ 前回の検証のまとめ

- 時限的・特例的な取扱いについては、3ヶ月ごとに検証を行うこととしており、8月6日、11月2日に「オンライン診療の適切な実施の見直しに関する検討会」を開催して、4月から6月及び7月から9月の実績について検証した。
- 検証では、
  - 電話診療やオンライン診療の患者は小児が多かったこと
  - 全体の傾向として、軽症と思われる患者を中心に、初診からの電話診療・オンライン診療が行われていたこと
  - 一部において、物理的に大きく離れた地域に対して診療が行われていたこと
  - 一部において、時限的・特例的な取扱いで禁止されている麻薬・向精神薬の処方等が行われていたことが明らかとなった。
- また、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、**時限的・特例的な取扱いを当面継続する**こととした。
- 8月6日の検討会での検証の結果、8月26日に事務連絡を発出し、
  - 時限的・特例的な取扱いの要件の遵守の徹底
  - 概ね医療機関と同一の2次医療圏内に生活・就労の拠点を有する患者を対象とすることが望ましいこと
  - 速やかに厚生労働省が指定する研修を受講することを周知した。

# 今回の検証（10月～12月）のまとめ

## ○ 診療の実績について

- 診療の実績については、
  - ◆ 電話や情報通信機器を用いた診療は、引き続き4月～9月と同程度実施されていた。
  - ◆ 対象となっている患者や疾患等、診療の内容についても4月～9月と同様であった。
  - ◆ 要件を守らない処方については概ね減少傾向であったが持続している。



## ○ 対応方針（案）

- 特例措置の要件を守らない診療が行われていたものについては、引き続き**厳正に対処**していく。
- 都道府県には改めて確実な指導の実施を依頼。その結果を踏まえ、追加的な対応を検討。
- 下記の事項について引き続き取り組む。
  - 時限的・特例的な取扱いの要件の遵守の徹底
  - 概ね医療機関と同一の2次医療圏内に生活・就労の拠点を有する患者を対象とすることが望ましいこと
  - 速やかに厚生労働省が指定する研修を受講すること

## ○ 時限的・特例的な取扱いの期限に関する評価について

4月10日付け事務連絡による取扱いは、「新型コロナウイルス感染症が拡大し、医療機関への受診が困難になりつつある状況下に鑑みた時限的な対応であることから、その期間は、感染が収束するまでの間」としており、現在の感染の状況を踏まえた評価が必要。



## ○ 対応方針（案）

- ・ 感染の状況について、令和3年1月から緊急事態宣言が再度発令された。
  - 今回の検討会においては、時限的・特例的な取扱いを当面継続することとしてはどうか
  - 引き続き、評価にあたっては、「患者が安心して医療機関の外来を受診できる」と言えるかが重要ではないか